

定期預金

春先小町

定期預金1年もの(預金保険制度対象商品)


お取扱期間

平成23年1月4日(火)～平成23年3月31日(木)

店頭表示金利 +0.15%

詳しくは、お近くのしまなみ信用金庫の
各支店窓口までお問い合わせ下さい。

あなたの街の パートナーバンク

 **しまなみ信用金庫**

<http://www.shimanami-shinkin.jp/>

春先小町 商品概要

商品名	春先小町
お取扱期間	平成23年1月4日(火)～平成23年3月31日(木)
お預けいただける方	個人のお客さまに限ります。(個人事業主の方を含みます)
預金の種類	スーパー定期預金(※自動継続のみの取扱)
お預け入れ形式	総合口座、通帳形式、証書形式 ※ 総合口座へ預け入れの場合、総合口座の担保とすることもできます。
お預け入れ期間	1年間(元金または元利金の自動継続)
お預け入れ金額	10万円以上
適用金利	店頭表示金利+0.15% ※春先小町の特別金利は、お預け入れから1年間のみの適用となります。 ※継続時には、継続日の店頭表示金利での自動継続となります。 ※満期日前に解約された場合には、特別金利は適用されません。 ※満期日前に解約された場合には、解約日における普通預金の利率およびお預け入れから解約日までの日数により利息計算をいたします。 春先小町をお預けいただく際には次の資金に限らせていただきます。 ※新規にお預け入れいただく資金。 ※普通預金および定期積金の満期分からの振替資金。 ※取扱期間中、満期をむかえる定期預金に10万円以上の増額をしていただいた資金。
お預け入れ時の条件等	
税金	分離課税またはマル優
この商品の苦情処理措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部(9時～17時、電話:0120-73-4073(フリーコール))にお申し出ください。
紛争解決措置について	紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク管理部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。 ※必ず申込者ご本人様によるお取引をお願いいたします。 ※新規に口座を開設される場合には、ご本人様を確認できる書類と印鑑をご準備ください。
その他	※春先小町はATM、インターネットバンキングによるお申し込みはできません。 ※この預金は預金保険制度の対象預金です。 ※今後、予告なく内容を変更したり、取扱いを中止することがありますので、あらかじめご了承ください